

【お 知 ら せ】

再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の取扱いの改定について

このことについて、三重県建設副産物処理基準の改定に伴い、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 提出の義務付けについて

建設資材の利用量及び建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず、契約額100万円（税込み）以上については、発注者に再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を提出することに加え、**●一定規模以上の工事については、契約額に関わらず当該計画書（実施書）を提出することとします。**

●一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも建設資材を搬入する工事	次のいずれか1つでも建設資材を搬出する工事
1. 土砂・・・・・・・・500m ³ 以上	1. 土砂・・・・・・・・500m ³ 以上
2. 碎石・・・・・・・・500t以上	2. コンクリート塊
3. 加熱アスファルト混合物	アスファルト・
・・200t以上	コンクリート塊
	建設生木材
	合計 200t以上

2 計画書の「説明」・「現場掲示」、「実施書の5年間保存」について

(ア) 発注者への説明

受注者は、再生資源利用（促進）計画書を施工計画書と併せて提出するとともに、**発注者にその内容を説明すること**

(イ) 現場への掲示

受注者は、再生資源利用（促進）計画書の**現場掲示用様式を工事現場の見やすい場所に掲げること**

※現場掲示用様式は、国土交通省ホームページに記載している様式を使用すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

(ウ) 保存期間について

受注者による再生資源利用（促進）実施書について、**工事完成後5年間保存すること**

3 適用日

令和5年4月1日以降にかかる工事より適用します。

連絡先： 三重県県土整備部技術管理課
住所： 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話： 059-224-2918

※ 詳細については、三重県ホームページに掲載する「三重県建設副産物処理基準（令和5年4月改定）をご確認ください。
（公開予定日 令和5年3月27日）

